

公表内容		公表単位
一 法第三十三条第一項第一号に規定する基準日後病床機能	厚生労働大臣 塩崎 恭久	○厚生労働省告示第百九十四号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成二十七年厚生労働省令第五十七号)の施行に伴い、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法を次のように定め、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法を次のように定め、 平成二十七年四月一日から適用する。 平成二十七年三月三十一日
二 法第三十三条第一項第二号に規定する基準日後病床機能	厚生労働大臣 塩崎 恭久	○厚生労働省告示第百九十四号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成二十七年厚生労働省令第五十七号)の施行に伴い、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法を次のように定め、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法を次のように定め、 平成二十七年四月一日から適用する。 平成二十七年三月三十一日

病棟（口にあつては、**病棟及び病院又は診療所ハ(1)及び(2)を除く**）にあつては、**病院又は診療所**

		入院患者に 提供する医 療の内容	
四	入棟患者の状況		
イ	新規入棟患者の人数	予定入院(あらかじめ入院する ことが決まつていいた場合の入院を いう)及び緊急入院(予定入院以外の入 院をいいう)の患者の人数	
ロ	在棟患者の延べ人数	退棟前の場所別の入棟患者の人数	
ハ	退棟患者の人数	退棟後の場所別の退棟患者の人数	
二	入棟前の場所別の入棟患者の人数	退棟後に居宅等における医療の 提供を必要とする退棟患者の人数	
五	手術の実施状況		
イ	手術の総件数及びその臓器別の 内訳	全身麻醉の手術の件数及びその 臓器別の内訳	
ロ	口	口腔手術の実施件数	
ハ	胸腔鏡下手術の実施件数	腹腔鏡下手術の実施件数	
二	本定件数	内視鏡手術用支援機器加算の算 定件数	
六	がん、脳卒中、心筋梗塞その他の 疾患の治療状況		
イ	悪性腫瘍手術の実施件数		
ロ	病理組織標本の作製件数		
ハ	数	術中迅速病理組織標本の作製件 数	
二	放射線治療の実施件数		
ホ	化学療法の実施件数		
ヘ	がん患者指導管理料1及び2の 算定件数		
ト	抗悪性腫瘍剤局所持続注入の実 施件数		
リ	分娩の実施件数		
チ	肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤 注入の実施件数		
ル	超急性期脳卒中加算の算定件数		
ヲ	脳血管内手術の実施件数		
ヌ	経皮的冠動脈形成術の実施件数		
			病棟

	八	重症の患者への対応状況	ワ 入院精神療法(I)の算定件数 カ (精神科リエゾンチーム加算の算 定件数)
	イ	ハイリスク妊娠共同管理料(II) の算定件数	
	ロ	救急搬送診療料の算定件数	
	ハ	観血的肺動脈圧測定の実施件数	
	二	持続緩徐式血液濾過の実施件数	
	ホ	大動脈バルーンパンピング法の 実施件数	
	ヘ	経皮的心肺補助法の実施件数	
	チ	心臓の実施件数	
	ト	心補助人工心臓・植込型補助人工 心の実施件数	
	ヌ	人工心肺の実施件数	
	ル	一日当たりの頭蓋内圧持続測定 の実施件数	
	ヲ	吸着式血液浄化法の実施件数	
	ワ	血液成分除去療法の実施件数	
	ラ	患者の重症度、医療・看護必要 度については一般病棟用の重症度、 医療・看護必要度の基準を満たす 患者の割合	
	八	救急医療の実施状況	病棟
	イ	院内トライアージ実施料の算定件 数	
	ロ	夜間休日救急搬送医学管理料の 算定件数	
	ハ	精神科疾患患者等受入加算の算 定件数	
	二	急救医療管理加算1及び2の算 定件数	
	ホ	本在宅患者緊急入院診療加算の算 定件数	
	ヘ	急救搬送患者地域連携紹介加算 の算定件数	
	ト	地域連携診療計画管理料の算定 件数	
	チ	救命のための気管内挿管の実施 件数	
		は診療所	
		(力から夕までにあつては、病院又	

又	リ	リ
非開胸的 心マッサージの実施件数	ペーリング法の実施件数	ペーリング法又は食道
ル	ル	ル
カウンターショックの実施件数	心臓穿刺の実施件数	心臓穿刺の実施件数
ワ	ワ	食道圧迫止血チューブ挿入法の
実施件数	力	休日又は夜間に受診した患者の
タ	タ	力
救急車の受入件数	入院した患者の数	力
九	ヨ	力の患者のうち、診察後、直ち
婦に対する支援の状況	に入院となつた患者の数	に
イ	タ	タ
退院調整加算1及び2の算定件数	急性期を経過した患者及び在宅復	急
口	帰に対する支援の状況	帰
及び救急・在宅等支援病床初期加算	入院した患者の数	に
期加算の算定件数	急	急
ハ	救急搬送患者地域連携受入加算	救急搬送患者の数
の算定件数	の算定件数	の算定件数
二	地域連携診療計画退院時指導料	地域連携診療計画退院時指導料
(I)の算定件数	退院時共同指導料2の算定件数	退院時共同指導料2の算定件数
ホ	介護支援連携指導料の算定件数	介護支援連携指導料の算定件数
ト	退院時リハビリテーション指導	退院時リハビリテーション指導
ト	料の算定件数	料の算定件数
チ	退院前訪問指導料の算定件数	退院前訪問指導料の算定件数
十	重症患者に対する治療等の実施状況	重症患者に対する治療等の実施状況
イ	中心静脈注射の実施件数	中心静脈注射の実施件数
ロ	呼吸心拍監視の実施件数	呼吸心拍監視の実施件数
ハ	酸素吸入の実施件数	酸素吸入の実施件数
二	一日当たりの観血的動脈圧測定の実施件数	一日当たりの観血的動脈圧測定の実施件数
ト	ドレーン法及び胸腔又は腹腔洗浄の実施件数	ドレーン法及び胸腔又は腹腔洗浄の実施件数
ト	人工腎臓又は腹膜灌流(灌流)	人工腎臓又は腹膜灌流(灌流)
数	一日当たりの人工呼吸の実施件数	一日当たりの人工呼吸の実施件数
チ	経管栄養カテーテル交換法の実施件数	経管栄養カテーテル交換法の実施件数
	病棟	病棟

附 則
当分の間、上欄第五号、第六号（りに係る部分を除く。）、第七号（方に係る部分を除く。）、第八号（方から夕までに係る部分を除く。）、第九号、第十号、第十一号（りから今までに係る部分を除く。）、第十二号、第十三号及び第十四号（三に係る部分に限る。）に掲げる公表内容に係る下欄に掲げる公表單位については、同欄中「病棟」とあるのは、「病院」又は「診療所」とする。

十三 重度の障害者等の受入状況 イ 離病等特別入院診療加算の算定 ロ 特殊疾患入院施設管理加算の算定 ハ 超重症児(者)入院診療加算及び算定期件数 二 強度行動障害入院医療管理加算 の算定期件数	病棟
十四 病床を有する診療所の機能 イ 往診を行った患者の数 ロ 訪問診療の実施回数 ハ 診療所内及び診療所外での看取りの数 ト 二 有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料の算定期件数 ホ 病状が急変した患者の入棟件数 ヘ 過去一年間の新規入棟患者のうち、他の急性期医療を行う病院から受け入れを行つた患者の割合 ト 病床を有する診療所の役割	